

塩谷町告示第3号

塩谷町重症障がい児者医療的ケア支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケアを必要とする重症障がい者又は重症障がい児に対し、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院若しくは診療所の医療機関又は障害福祉サービス事業所若しくは障害者支援施設等（以下「事業所等」という。）において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行う塩谷町重症障がい児者医療的ケア支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、日中における重症障がい者又は重症障がい児の活動の場を確保するとともに、その保護者の介護による疲労回復や自由な時間を確保することを目的とする。

(事業)

第2条 この事業は、重症障がい児者に対して医療機関等が提供するサービス等に要する経費を助成することにより、当該重症障がい児者及び介護者の負担を軽減するものとする。

(事業の委託)

第3条 町長は、適切かつ安全な事業運営を行うことができると認める医療機関等を運営する個人又は法人（以下「委託事業者」という。）に委託して行うものとする。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、町内に住所を有する障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項又は第2項に規定する障がい者又は障がい児のうち、医療的ケアを必要とする重症障がい者又は重症障がい児（以下「障がい者等」という。）とする。

(事業の対象となる時間)

第5条 事業の対象となる時間は、町が委託した事業所等において事業に係るサービス（以下「サービス」という。）が提供される時間とする。ただし、法第19条第1項の規定により、支給決定を受けた介護給付費等が給付される時間は対象外とする。

(事業の定員)

第6条 事業を利用することができる利用対象者の数は、町長が事業所等の規模及び職員体制等を勘案し、利用する居室等の一人当たりの床面積の基準を上回るよう別に定めるものとする。

(職員の配置)

第7条 委託事業者は、適正な支援が可能と町長が認める数の職員を配置するものとする。

(利用の単位)

第8条 事業の利用については、利用時間に応じて別表1の項に該当する利用単位を定めるものとする。

2 事業を利用する障がい者等が1月に利用できる単位は28ポイント以内とする。ただし、やむを得ない理由により、特に必要と町長が認めたときはこの限りでない。

(利用の申請)

第9条 事業を利用しようとする障がい者等（障がい児にあつては保護者を含む。以下「申請者」という。）は、事業利用申請書を町長に提出するものとする。

(利用の決定)

第10条 町長は、前条の申請があつたときは、当該申請の内容を審査するとともに、障がい者等の生活の状況、法第5条に規定する障害福祉サービス等の利用状況を勘案して、当該申請者が利用できる時間、障がいの程度に応じた区分（以下「区分」という。）及び利用期間を決定し、申請者に対し事業利用決定通知書により通知する。

2 町長は、前項の規定による利用の決定をしないときは、その理由を付した事業却下決定通知書により通知する。

(利用の変更)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業利用変更申請書により、速やかに町長に申請しなければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
- (2) 利用者の心身の状況に大きな変化があつた場合
- (3) 利用の内容等の変更を希望する場合

2 町長は、前項の規定による届出が適当と認めた場合は、事業利用変更決定通知書により利用者に通知するものとする。

(利用決定の取消し)

第12条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該利用者の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定による利用対象者の資格を失つた場合
- (2) 虚偽又は不正な手段により、利用の決定を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が利用の決定を取り消す必要があると認めた場合

2 町長は、前項の規定により利用の取消しを決定したときは、事業利用取消通知書により利用者に通知するものとする。

(利用の契約)

第13条 利用者は、委託事業所と事業の利用に関する契約を締結するものとする。

(事業に要する費用)

第14条 委託事業者が、サービス等の提供に要する費用として事業の対象となる費用は、別表1の項に定める額とする。

- 2 病院又は診療所の医療機関（以下「医療機関等」という。）における事業の運営に要する費用として町長が定める額は、別表2の項に定める額（以下「基準額」という。）とする。
- 3 利用者が事業を利用した場合に要する費用は、別表3の項に定める額（以下「利用者負担額」という。）とする。
- 4 医療機関における事業の円滑な運営に資するため、運営を支援する費用（以下「運営支援費」という。）は、基準額からサービスに要する費用の基本分の額を控除して得た額とする。

（費用の請求等）

第15条 委託事業者がサービスを提供したときは、サービスを提供した月ごとに、当該サービスを提供した月の翌月10日までに、町長に事業実績記録票を添付した請求書を提出して、サービスに要する費用から利用者負担額を控除して得た額に相当する額（以下「給付費」という。）を請求するものとする。ただし、医療機関においては給付費に運営支援費を加算して得た額を請求するものとする。

（費用の支払）

第16条 町長は、利用者が委託事業所からサービスを受けたときは、当該利用者に対し給付費を支給する。

- 2 町長は、利用者に代わり委託事業者に給付費を支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し給付費の支払があったものとみなす。
- 4 利用者は、委託事業者からサービスを受けたときは、利用者負担額を委託事業者に支払うものとする。
- 5 町長は、利用者が医療機関からサービスを受けたときは、医療機関に対し運営支援費を支払うものとする。

（給付費及び運営支援費の支払期限）

第17条 町長は、第15条の請求が正当と認められたときは、当該請求書を受領した日から30日以内に給付費及び運営支援費を支払うものとする。

（守秘義務）

第18条 委託事業者は、事業を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託事業者でなくなった後においても同様とする。

（指導及び助言）

第19条 町長は、委託事業者に対し、事業の実施に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 委託事業者は、事業の目的達成のために町長が行う調査等に協力しなければならない。

（様式等）

第20条 この要綱に規定する申請書等の様式は、町長が別に定める。

(補則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。